

リニア要対策土仮置き場について【更新】

○仮置き場の借地期間延長について

- ・瑞浪市クリーンセンター横仮置き場について、JR 東海としては当初令和 5 年度末を借地期限としていたが、令和 6 年 7 月から仮置き土を搬出する目途が立ったため、搬出期間と原形復旧に必要な期間（約半年）を踏まえ、令和 5 年 6 月に借地期間を約 1 年間程度延長したいと申し出があった。

○経緯

- ・令和 5 年 9 月 26 日に JR 東海が連合自治会へ報告。
- ・令和 5 年 9 月 27 日に JR 東海が市議会全員協議会にて説明。
- ・令和 5 年 10 月 10 日～10 月 18 日に JR 東海が地元関係区長に説明。
- ・令和 5 年 12 月 19 日に JR 東海が行政財産許可申請を市に提出。
- ・令和 6 年 1 月 10 日付けで市が行政財産許可申請について許可。
（許可期間：令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）
- ※JR 東海は期限を待たず、できる限り早期返還に努める意向。
- ・令和 6 年 5 月以降、JR 東海が仮置き場内の土の搬出を開始。

○仮置き場について

- ・容量約 15,000 m³のうち、令和 6 年 5 月時点で約 8,000 m³の発生土を仮置きされていた。
- ・JR 東海によって月に一度、周辺河川（豆沢川）の水質検査が実施されており、これまで環境基準を超える事象は発生していない。
- ・水質検査については、JR 東海によって引き続き実施される。